

2月24日（第1日）

2月24日(木)第1日 午前10時00分開議

出席議員

1番	宮下成美	2番	笥本語
3番	上本雄一郎	4番	平本美幸
5番	美濃英俊	6番	古居俊彦
7番	長坂実子	8番	岡野数正
9番	平川博之	10番	酒永光志
11番	沖也寸志	12番	沖元大洋
13番	上松英邦	14番	浜西金満
15番	山本一也	16番	吉野伸康

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明岳周作	副市長	土手三生
教育長	小野藤訓	総務部長	山本修司
企画部長	奥田修三	危機管理監	佐野数博
市民生活部長	江郷壺行	福祉保健部長	仁城靖雄
産業部長	泊野秀三	土木建築部長	水頭顕治
教育次長	山井法男	消防長	丸石正男
企業局長	躍場克之		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	矢野圭一
議会事務局次長	長原範幸

議事日程

日程第1	諸般の報告
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	同意第1号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第5	同意第2号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第6	議案第14号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第7	議案第15号 江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について

日程第 8	議案第 1 6 号	江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 9	議案第 1 7 号	江田島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 0	議案第 1 8 号	江田島市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 1	議案第 1 9 号	江田島市個人情報保護条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 2	議案第 2 0 号	江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 3	議案第 2 1 号	江田島市沖美町畑地かんがい施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 4	議案第 2 2 号	令和 3 年度江田島市一般会計補正予算（第 1 0 号）
日程第 1 5	議案第 2 3 号	令和 3 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 6	議案第 2 4 号	令和 3 年度江田島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 7	議案第 2 5 号	令和 3 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 8	議案第 2 6 号	令和 3 年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 9	議案第 2 7 号	令和 3 年度江田島市港湾管理特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 0	議案第 2 8 号	令和 3 年度江田島市地域開発事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 1	議案第 2 9 号	令和 3 年度江田島市水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 2	議案第 3 0 号	令和 3 年度江田島市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 3		市長施政方針
日程第 2 4	議案第 2 号	令和 4 年度江田島市一般会計予算
日程第 2 5	議案第 3 号	令和 4 年度江田島市国民健康保険特別会計予算
日程第 2 6	議案第 4 号	令和 4 年度江田島市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 2 7	議案第 5 号	令和 4 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計予算
日程第 2 8	議案第 6 号	令和 4 年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算
日程第 2 9	議案第 7 号	令和 4 年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
日程第 3 0	議案第 8 号	令和 4 年度江田島市港湾管理特別会計予算
日程第 3 1	議案第 9 号	令和 4 年度江田島市地域開発事業特別会計予算

- 日程第 3 2 議案第 1 0 号 令和 4 年度江田島市宿泊施設事業特別会計予算
- 日程第 3 3 議案第 1 1 号 令和 4 年度江田島市交通船事業特別会計予算
- 日程第 3 4 議案第 1 2 号 令和 4 年度江田島市水道事業会計予算
- 日程第 3 5 議案第 1 3 号 令和 4 年度江田島市下水道事業会計予算

開会（開議） 午前10時00分

○議長（吉野伸康君） 皆さん、おはようございます。

議員、また執行部の皆さん、本日は出席御苦勞さまでございます。

また、本定例会をインターネット配信で御覧いただいている皆様には厚くお礼申し上げます。

昨日2月20日に第24回冬季オリンピック北京大会も閉幕し、選手の皆さんやまた関係者の皆様には御尽力、心から敬意を表します。

さて、庭先では梅の花も咲き始め、だんだんと春めいてまいりましたが、最近の世界情勢では、ウクライナ問題等、予断を許さない状況が続いており、私ども世界中の皆さんが心配をしている状況でございます。

また、コロナ感染ウイルスにつきましては、3月6日まではまん延防止等重点措置期間でございます。できるだけ外出を削減するとともに、マスクの着用、手洗いなど感染対策を徹底してコロナに感染しないよう頑張ってもらいましょう。

本定例会は、令和4年度新年度予算審査がございます。議員の皆様におかれましては、限られた財源の中で、住民の福祉の増進に努めてまいり予算か、最小の経費で最大の効果を上げる予算になっているか、これを中心に十分御審議をしていただきたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

ただいまから、令和4年第2回江田島市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 諸般の報告

○議長（吉野伸康君） 日程第1、諸般の報告を行います。

明岳市長から報告事項がありますので、これを許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 失礼いたします。皆様、おはようございます。

本日、ここに議員各位の御参集をお願い申し上げ、令和4年第2回江田島市議会を開会するに当たり、御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素から市政運営に対し、格別の御理解と御協力をいただき、深く感謝いたしております。

さて、第6波の感染拡大を引き起こしております新型コロナウイルス感染症は、全国で1日の感染者数が5万人をはるかに超えるという事態が続いており、広島県においてもまん延防止等重点措置の期間延長を政府に要請し、3月6日までの再延長が決定をされました。本市での感染者数は1月の一月で270人という急激な感染拡大から、今月は22日現在116人と改善の兆しもございます。しかしながら、全国で感染拡大のスピードの鈍化が見られる一方、重症者数の増加傾向が続いており、今後についても予断

を許さない状況でございます。このような中、編成をいたしました令和4年度予算案につきましては、私の1期目から数えて6回目の予算となります。私が市長就任から一貫して掲げております重点テーマは、しごとの創出、子育てしやすい環境づくり及び健康寿命の延伸の3つでございます。これに第2期人口ビジョン・総合戦略を踏まえ、人のつながり・縁づくりを加えた4つの重点テーマを掲げまして、引き続き、「住む人も、訪れる人も『ワクワクできる島』えたじま」づくりに取り組んでまいります。その内容につきましては、後ほど市長施政方針の中で御説明させていただきます。

この予算編成のさなか、心を打たれる出来事がございました。それは2月1日に頂いた1通のお手紙からでございます。

初めてお便りいたします。私の夫は昨年12月6日旅立ちましたと毛筆でしたためられたお手紙は、江田島市になってからはアルファベットでTMKさんとして、旧江田島町時代には平仮名で「こばやし」さんとして半世紀以上にわたり、住所も明かさず匿名で毎月寄附を郵送され続けた方の奥様からのものでございました。このお手紙には、御主人の小林様が若い時分、海上自衛官として第1術科学校で気象学を学ばれたこと、山歩き・山登りのために再三島を訪れていただき、いつしか寄附をされるようになったことが記されておりました。山歩きで会った際に、市民の方に同行され山を案内されたこと、新婚旅行にもザックを背負って山のスタイルで本市を訪れていただいたことなど、本市への愛情あふれるエピソードが便箋4枚にしたためられておりました。私は直ちにお電話でお悔やみとこれまでの長きにわたる寄附に対するお礼を述べさせていただきました。そして、奥様にお手紙を頂き、御主人から江田島をもっともっといいまちにしてくれよとハッパをかけていただいた気持ちですとお伝えし、奥様が来訪される際には本市を御案内することをお約束するとともに、深い御縁を頂いたことに心からの感謝を申し上げます。

たった数か月の第1術科学校の生活の中で、住民の方との出会い、つながりによって五十余年以上届いた毎月の寄附、本当にできることではありません。江田島の地での出会いが小林様に感動を与えたのだと胸を熱くいたしました。小林様から頂いた思い、江田島市をよりいいまちにすること、私はこの初心に返り、この思いを職員と共有し、誠心誠意務めてまいります。議員各位の一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

さて、今議会では江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案など、当面する市政の重要案件につきまして御審議をお願いすることといたしております。何とぞ十分な御審議をいただき、議決を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、2月開会の臨時会以後の市政の主な事柄につきまして、報告させていただきます。

市政報告書1ページ、1項目め、新規就農研修生の修了証書授与式についてでございます。

2月8日第8期新規就農研修生の修了証書授与式を市役所で行いました。新規就農研修制度は市、広島県、呉農業協同組合、生産者団体などが連携しながら独立就農を目指す方を対象に研修を行うものでございます。今回研修を修了した山村英輝さんは令和2年4月から令和3年12月までの間、花卉、(トルコギキョウ)の栽培の研修を行いま

した。市の重点テーマの1つであるしごとの創出につながるよう、今後も本制度による支援を図り、地域農業の活性化に努めてまいります。

他の項目につきましては、報告書のとおりでございます。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、市長の報告を終わります。

次に、議長報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による、令和3年11月及び令和3年12月に係る例月現金出納検査に対する監査の結果報告が、お手元にお配りしたとおり提出されておりますので、御覧いただくようお願いいたします。

朗読は省略いたします。

以上で、議長の報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（吉野伸康君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において7番 長坂実子議員、8番 岡野数正議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（吉野伸康君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月16日までの21日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は21日間と決定いたしました。

日程第4 同意第1号～日程第5 同意第2号

○議長（吉野伸康君） この際、日程第4、同意第1号及び日程第5、同意第2号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての2議案を一括議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま一括上程されました、同意第1号及び同意第2号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

初めに、議案書1ページ、同意第1号でございます。

令和4年3月31日で任期満了となる教育委員会の委員、三島雅司さんを引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案書3ページ、同意第2号でございます。

令和4年3月31日付けで辞職される教育委員会の委員、樋上美由紀さんの後任として長坂睦子さんを任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

お2人は人格が高潔で、教育・学術・文化に関する高い識見を有する方でございます。御同意を賜りますよう、何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより本2議案に対する一括質疑を行います。

質疑をする場合は、議案番号を指定して質疑を行ってください。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本2案は、こと人事に関することでもありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに起立により採決を行います。

初めに、同意第1号について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

次に、同意第2号について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

日程第6 議案第14号～日程第10 議案第18号

○議長（吉野伸康君） この際、日程第6、議案第14号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてから、日程第10、議案第18号 江田島市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてまでの5議案を一括議案といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま一括上程されました、議案第14号から議案第18号までについてでございます。

国家公務員に準じて期末手当を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第14号で、江田島市一般職の職員の給与に関する条例を、議案第15号で江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例を、議案第16号で江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を、議案第17号で江田島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を、議案第18号で江田島市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例を、それぞれ一部改正することとしております。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それでは、議案第14号から議案第18号につきまして、一括して御説明します。

初めに、主な改正内容を、その後各改正条文を御説明します。

参考資料により主な改正内容を御説明しますので、9ページをお願いします。

1、趣旨についてです。

令和3年人事院勧告に基づきます国家公務員の給与改定に準じて、期末手当を改定するためのもので、関係条例について所要の改正を行います。

2、今回一部改正を行う条例の名称です。

（1）江田島市一般職の職員の給与に関する条例、（2）江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例、（3）江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、（4）江田島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例、（5）江田島市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例、以上5つの条例の一部の改正を行います。

3、改正の内容です。

まず、（1）です。令和4年度以降のボーナスにつきましては、民間のボーナスの支給割合に見合うよう、一般職、再任用、特別職、議会議員、特定任期付職員及び会計年度任用職員について、期末手当の支給月数を0.1月分または0.15月分引下げを行います。

ページ中ほどの表には、それぞれ区分ごとに6月期及び12月期の支給月数をお示しをしています。表中の括弧は現行の支給月数を示しています。

次に、ページの下段、（2）を御覧ください。

令和3年度のボーナスの引下げ相当額を令和4年6月支給の期末手当から減額して調整をします。それぞれの職の調整額の計算につきましては表のとおりです。なお、会計年度任用職員につきましては、1年度ごとの任期となるため、この（2）に係る調整は行わないものとします。

4、施行期日は令和4年4月1日です。

それでは、それぞれの議案の改正条文の御説明をします。

7ページをお願いします。

議案第14号の一般職につきましての改正です。

本則において令和４年度の期末手当の改正を、附則において第１項で施行期日を定め、第２項で令和３年度の引下げに相当する額を令和４年６月に支給する期末手当から減額する旨の特例措置を定めております。なお、再任用職員及び任期付職員も一般職の職員でありますので、この改正条例の附則において特例措置を定めております。

８ページには新旧対照表を添付しております。

１１ページをお願いします。

議案第１５号の特別職につきましての改正でございます。

本則において令和４年度の期末手当の改正を、附則において第１項で施行期日を、第２項で令和４年６月に支給する期末手当に関する特例措置を定めております。

１２ページには新旧対照表を添付しております。

１４ページをお願いします。

議案第１６号の市議会議員につきましての改正です。

本則において令和４年度の期末手当の改正を、附則において第１項で施行期日を、第２項で令和４年６月に支給する期末手当に関する特例措置を定めております。

１５ページには新旧対照表を添付しております。

１７ページをお願いします。

議案第１７号 一般職の任期付職員につきましての改正です。

本則において令和４年度の期末手当の改正を、附則において施行期日を定めております。

１８ページには新旧対照表を添付しております。

２０ページをお願いします。

議案第１８号 会計年度任用職員につきましての改正です。

本則において令和４年度の期末手当の改正を、附則において施行期日を定めております。

２１ページには新旧対照表を添付しております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより本５議案に対する一括質疑を行います。

質疑をする場合は、議案番号を指定して質疑を行ってください。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本５議案は、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本５議案は委員会付託を省略いたします。

これより、それぞれの議案について、討論と採決を行います。

初めに、議案第14号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 江田島市市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 江田島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 江田島市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第19号

○議長(吉野伸康君) 日程第11、議案第19号 江田島市個人情報保護条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました、議案第19号 江田島市個人情報保護条例の一部を改正する条例案についてでございます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 山本総務部長。

○総務部長(山本修司君) それでは、議案第19号について御説明します。

議案書23ページに条例案を、参考資料として24ページに新旧対照表を、25ページに条例案の要旨などについて添付しています。

参考資料により説明します。25ページをお願いします。

1、趣旨についてです。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、以下「整備法」といいます、この施行に伴い、現行条例の一部を改正するものです。

2、整備法における個人情報保護制度改正の主な内容です。

個人情報保護制度については、これまで、民間、行政機関等の実施主体が、それぞれ異なる法律・条例に基づき運用をしてきました。このたびの改正により、これらの法律・条例を一本化し、原則として、全ての実施主体が個人情報の保護に関する法律、以下「個人情報保護法」といいます、これに基づき制度を運用することとされました。これに伴いまして、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、以下「行政機関個人情報保護法」といいます、これが廃止されるものです。それぞれの実施主体ごとの一本化の時期は次の表のとおりです。江田島市を含みます地方公共団体が、個人情報保護法に基づき制度を運用することとなるのは、整備法の公布の日、令和3年5月19日から起算して2年を超えない範囲において政令で定める日です。これを、以下「令和5年施行日」といいます。

3、条例の改正内容です。

定義規定において引用しておりました行政機関個人情報保護法の廃止に伴い、引用する法律を個人情報保護法に変更するものです。

4、施行期日は令和4年4月1日です。

5、令和5年施行日に向けた、本市の個人情報保護制度における対応については、今後予定をされておる政令及び省令の改正、国の機関が作成するガイドラインなどの内容を踏まえまして、適正に個人情報保護制度が運用できるよう、条例の改廃、庁内における取扱手続の見直しなどについて検討を進めてまいります。

説明につきましては、以上です。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 2 0 号

○議長（吉野伸康君） 日程第 1 2、議案第 2 0 号 江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第 2 0 号 江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてでございます。

広島県に納付する事業費納付金の確定等に伴う国民健康保険税の税率改正及び未就学児の被保険者均等割額の減額措置を行うため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷杏行君） 議案第 2 0 号について説明いたします。

このたびの改正は、令和 4 年度の国民健康保険税の税率改正及び未就学児の被保険者均等割額の減額措置を行うため、現行条例の一部を改正するものです。

議案書 2 7 ページから 2 9 ページに改正条文、3 0 ページから 3 9 ページに新旧対照表、4 0 ページと 4 1 ページに参考資料として説明資料を添付しております。

4 0 ページからの参考資料により、主な改正内容について説明します。

1、改正の趣旨について。

広島県に納付する事業費納付金の確定等に伴う国民健康保険税の税率改正及び未就学児の被保険者均等割額の減額措置を行うため、所要の規定の整備をするものです。

2、改正の内容について。

（1）税率の改正（第 4 条及び第 7 条関係）。

資産割のうち、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る税率をそれぞれ引き下げます。

改正案と現行の税率につきまして、下表に取りまとめております。

4 1 ページをお願いします。

（2）未就学児の被保険者均等割額の減額措置の導入（第 2 1 条関係）。

ア、趣旨。

国民健康保険税の被保険者均等割額について、子育て世代の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として、未就学児の被保険者均等割額を軽減する。

イ、対象者。

6 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日以前である被保険者。

ウ、軽減額。

未就学児の被保険者均等割額について、その5割を公費により軽減します。軽減額を下表に取りまとめております。

(3) その他。

法令の改正等に伴う規定の整備を行います。

3、施行期日について。

(1) 規定の明確化に係る改正は、公布の日とします。

(2) 税率改正、未就学児の被保険者均等割額の減額措置の導入及び引用条例の整理は、令和4年4月1日とします。

以上で、説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第21号

○議長（吉野伸康君） 日程第13、議案第21号 江田島市沖美町畑地かんがい施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第21号 江田島市沖美町畑地かんがい施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

畑地かんがい施設の使用料を見直すため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、産業部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） それでは、議案第21号について説明をいたします。なお、畑地かんがい施設あるいは施設とは、農業用水の給水施設を意味するものでございます。

そして43ページに改正する条例案、44ページに参考資料として条例案の新旧対照表、45ページに同じく参考資料として改正の趣旨と内容を添付しております。

それでは、45ページをお開きください。参考資料により説明をいたします。

1、改正の趣旨です。

沖美町内の畑地かんがい施設においては、条例に基づき、施設の利用者に対して使用料を徴収しております。現行条例では、一度給水栓を設置した農地は、施設の使用を休止した場合においても一定の使用料を徴収することとなっております。その将来にわたる負担感から、土地を借り受けて営農しようとする者が施設の使用を希望する場合であっても、農地の所有者から給水栓の新設の合意が得られず、農地の流動化が進まない要因となっております。このたび、さらなる施設の活用を図り農地の流動化を推進するため、条例の一部を改正するものです。

2、改正の内容です。

（1）使用料の徴収（第21条）につきましては、施設の使用料を徴収する対象から、使用を休止している者を除きます。

（2）施設給水使用料算定基準表（別表）につきましては、（1）の改正に伴う所要の規定を整備いたします。

3、施行期日は令和4年4月1日です。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。11時00分まで休憩をいたします。

(休憩 10時45分)

(再開 11時00分)

○議長(吉野伸康君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14 議案第22号

○議長(吉野伸康君) 日程第14、議案第22号 令和3年度江田島市一般会計補正予算(第10号)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました、議案第22号 令和3年度江田島市一般会計補正予算(第10号)でございます。

令和3年度江田島市一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,959万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155億4,078万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

継続費の補正。

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

繰越明許費の補正。

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

債務負担行為の補正。

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表 地方債補正」による。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 山本総務部長。

○総務部長(山本修司君) それでは、議案第22号について歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をします。

事項別明細書の 38、39 ページをお願いします。

初めに、歳入からです。

1 款市税、1 項市民税、1 目個人は、収入見込みによる現年課税分の増額補正及び滞納繰越分の減額補正です。2 目法人は、収入見込みによる現年課税分の増額補正です。

2 項、1 目固定資産税、3 項軽自動車税、2 目環境性能割、5 項、1 目入湯税は、それぞれ収入見込みによる現年課税分の減額補正です。

40、41 ページをお願いします。

9 款、1 項、1 目国有提供施設等所在市町村助成交付金は、収入見込みによる減額補正です。

10 款地方特例交付金、2 項、1 目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、収入見込みによる増額補正です。

11 款、1 項、1 目地方交付税は、今年度の算定結果による普通交付税の増額補正です。

13 款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目民生費負担金は、収入見込みによる保育施設保育料等保護者負担金の減額補正です。

42、43 ページをお願いします。

14 款使用料及び手数料、2 項手数料、3 目衛生手数料は、不燃ごみ投入手数料の増額補正。6 目消防手数料は、保安検査手数料の減額補正です。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金は、障害者自立支援給付費負担金、子どものための教育・保育給付費負担金、児童扶養手当給付費負担金の増額補正を。特別障害者手当等、給付事業費補助金、障害者医療費負担金、障害児通所給付費等負担金、児童入所施設措置費等負担金、生活保護費負担金の減額補正をそれぞれ計上しています。

2 目衛生費国庫負担金は、養育医療費負担金の増額補正です。

44、45 ページをお願いします。

2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金は、執行見込みに伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減額補正を、及び個人番号カード交付事業費補助金などの増額補正を計上しています。

2 目民生費国庫補助金は、地域生活支援事業費補助金、子ども・子育て支援交付金などの増額補正を、生活支援特別給付金事業費補助金、児童手当交付金などの減額補正を行っています。

3 目衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金などの増額補正です。

4 目農林水産業費国庫補助金は、国の補助事業の前倒しによる水産基盤整備事業補助金の増額補正です。

このページの下段から 46、47 ページをお願いします。

5 目土木費国庫補助金は、道路橋りょう費補助金で、特定防衛施設周辺整備調整交付金の住宅費補助金で、社会資本整備総合交付金及び空き家対策総合支援事業補助金の減額補正を行っています。

6目教育費国庫補助金は、社会教育費補助金で、子ども・子育て支援交付金の増額補正を行っています。

7目商工費国庫補助金は、地方創生テレワーク交付金の減額補正です。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は、実績見込みによる障害者自立支援給付費負担金、子どものための教育・保育給付費負担金の増額補正を、障害者医療費負担金、後期高齢者保険基盤安定負担金、児童手当負担金、障害児通所給付費等負担金、児童入所施設措置費等負担金の減額補正をそれぞれ行っています。2目衛生費県負担金は、養育医療費負担金の増額補正です。

48、49ページをお願いします。

2項県補助金、1目総務費県補助金は、実績見込みによる県移譲事務交付金、生活航路対策事業補助金の減額補正及び市町等運行路線再編促進費補助金の増額補正です。

2目民生費県補助金は、地域生活支援事業費補助金、子ども・子育て支援交付金の増額補正を、福祉医療費公費負担事業費補助金及び施行事務費補助金、保育施設産休等代替保育士賃金補助金の減額補正を行っています。

3目衛生費県補助金は、子ども・子育て支援交付金の増額補正です。

4目農林水産業費県補助金は、機構集積支援事業補助金、ひろしま農業創生事業補助金、新規就農者育成準備型交付金の減額補正です。

5目土木費県補助金は、道路橋梁費補助金及び河川費補助金で、県移譲事務交付金の減額補正を、港湾費補助金で新型コロナウイルス感染症対策港湾施設利用者緊急支援事業交付金の増額補正をそれぞれ行っています。

7目教育費県補助金は、子ども・子育て支援交付金の増額補正です。

8目災害復旧費県補助金は、農業施設災害復旧費補助金の減額補正です。

このページ下段から50、51ページをお願いします。

9目商工費県補助金は、チャレンジ・里山ワーク拡大事業補助金の減額補正、広島県中山間地域雇用奨励事業補助金の増額補正です。

3項委託金、1目総務費委託金は、県民税徴収事務取扱委託金の増額補正を、参議院議員再選挙委託金、衆議院議員選挙委託金、県知事選挙委託金の実績見込みによる減額補正を行っています。

2目民生費委託金は、厚生労働統計調査委託金の減額補正です。

このページ下段から52、53ページをお願いします。

17款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金は、基金利子の増額補正です。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入は、収入見込みによる土地建物売払収入の減額補正です。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、歳出の減額補正に伴う財源調整として減額補正を行っています。

8目ふるさと応援基金繰入金は、充当先歳出の減額に伴う繰入金の減額補正です。

21款諸収入、1項、1目延滞金加算金及び過料は、実績見込みによる延滞金の減額補正です。

54、55ページをお願いします。

4項受託事業収入、1目民生費受託事業収入は、受託入園者の実績見込みに伴う保育事業受託収入の増額補正です。

2目衛生費受託事業収入は、実績見込みに伴う葬斎センター運営事業受託収入の増額補正です。

3目農林水産業費受託事業収入は、防潮扉管理の実績見込みに伴う海岸保全施設管理事業受託収入の減額補正です。

5項雑入、3目給食事業収入は、実績見込みによる保育施設給食費の減額補正です。

4目雑入は、会計年度任用職員に係ります社会保険料個人徴収金及び市町村振興協会交付金、自治総合センター助成金などの減額補正を、衛生事業売払収入、養育医療費自己負担金の増額補正を行っています。

56、57ページをお願いします。

22款1項市債は、各事業の実績見込みによりまして補正を行っています。

1目総務債は、一般単独事業債合併特例事業の公共施設再編整備事業、市民センター整備事業、財産管理事業及び過疎対策事業債、過疎地域持続的発展特別事業の減額補正を行っています。

2目民生債は、一般単独事業債合併特例事業の保育施設整備事業。

3目衛生債は、過疎対策事業債のごみ運搬車の整備事業及び廃棄物車両整備事業。

4目農林水産業債は、過疎対策事業債の農業農村整備事業。

6目土木債は、河川債で一般単独事業債合併特例事業の急傾斜地崩壊対策事業、港湾債で一般単独事業債合併特例事業の港湾整備事業。

7目消防債は、過疎対策事業債の消防施設整備事業を。

8目教育債は、過疎対策事業債、過疎地域持続的発展特別事業の減額補正をそれぞれ行っています。

9目臨時財政対策債は、発行可能額の確定に伴います減額補正です。

10目災害復旧事業債は、農林水産施設災害復旧事業債及び土木施設災害復旧事業債の減額補正を、緊急浚渫推進事業債の増額補正を行っています。

続きまして、歳出です。

58、59ページをお願いします。

今回の歳出補正予算の主なものは、職員給与費の減額、入札残や新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、中止となった事業及び今年度の執行見込みに伴います不用額などの減額補正、また新型コロナウイルスワクチン接種に伴います関係費用などを計上しています。

それでは、職員給与費関係を除く主な補正について御説明します。

1款、1項、1目議会費は、議員の途中辞職に伴う期末手当及び議会運営事業費の執行見込みによる旅費などの減額補正です。

このページ中段から60、61ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、総務管理一般事業費、人事管理事業費及びこのページの下段から62、63ページにあります秘書事業費で、執行見込み

による減額補正を、庁舎維持管理事業費で、執行見込みによる光熱水費の増額補正を計上しています。

2目文書広報費、3目財政管理費は、執行見込みによる減額補正です。

5目財産管理費は、財産管理事業費、庁用車管理事業費で執行見込みによる減額補正を、公共施設再編整備事業費で、(仮称)切串交流プラザ新築工事設計業務の入札残などの減額補正を行っています。

64、65ページをお願いします。

6目企画費は、企画調整事業費、生活交通維持対策事業費、定住促進通学費支援事業費で執行見込みによる減額補正を行っています。

7目情報政策費は、執行見込みによる委託料の増減の補正を行っています。

このページ中段から66、67ページをお願いします。

8目交流促進費は、体験型修学旅行受入れ事業費、まちづくり推進事業費、地域おこし協力隊事業費、ホストタウン交流事業費で執行見込みによる減額補正をそれぞれ行っています。

11目防犯対策費は、防犯街灯管理運営事業費の修繕料などの増額補正です。

このページ下段から68、69ページをお願いします。

12目安全対策費は、防災事業費及び石油貯蔵施設立地対策等交付金事業費、防災訓練事業費で入札残や執行見込みによる減額補正を行っています。

13目市民センター費及びこのページ下段から70、71ページにかけましての14目集会所施設費は、執行見込みによる減額補正です。

2項徴税费、2目賦課徴収費及びこのページ下段から72、73ページにかけましての3目滞納対策費は、執行見込みによる減額補正です。

3項、1目戸籍住民基本台帳費は、国の補正に伴います住民基本台帳システム等の改修事業委託料などの増額補正です。

このページ下段から74、75ページをお願いします。

4項選挙費、2目衆議院議員選挙費、3目県知事選挙費、4目市議会議員選挙費及び5目参議院議員再選挙費は、それぞれ選挙執行に伴う減額補正です。

76、77ページをお願いします。

6項、1目監査委員費は、執行見込みによる減額補正です。

このページ中段から78、79ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、社会福祉一般事業費、民生委員・児童委員活動事業費で執行見込みによる減額補正を、国民健康保険特別会計繰出金で特別会計の補正に伴う繰出金の減額補正を、生活困窮者自立支援事業費で前年度事業費の精算に伴う返還金の増額補正をそれぞれ行っています。

2目障害者福祉費は、障害者福祉事業費で執行見込みによる扶助費の減額補正、障害者自立支援事業費及び障害者地域生活支援事業費で執行見込みによる委託料の減額補正、扶助費の増額補正を、また各事業で前年度事業費の精算に伴います返還金の増額補正を行っています。

このページ下段から80、81ページをお願いします。

3目老人福祉費は、介護保険（保険事業勘定）特別会計繰出金で、特別会計の補正に伴う繰出金の減額補正を行っています。

4目後期高齢者医療費は、後期高齢者広域連合分賦金、療養給付費負担金で執行見込みによる減額補正を、後期高齢者医療特別会計繰出金で特別会計の補正に伴う繰出金の減額補正を行っています。

6目隣保館費及び8目福祉医療費は、執行見込みによる減額補正です。

82、83ページをお願いします。

2項児童福祉費、2目児童措置費は、児童手当給付事業費、児童福祉施設措置入所事業費、執行見込みによる減額補正を、児童扶養手当給付事業費で執行見込みによる増額補正を、障害児通所支援事業費で執行見込みによる減額補正及び前年度事業の精算に伴う返還金の増額補正を行っています。

また、このページ下段から84、85ページにかけまして、子育て世帯生活支援特別給付金事業費及び子育て世帯等臨時特別支援事業費で執行見込みによる減額補正を行っています。

このページ中段から86、87ページをお願いします。

3目保育施設費は、保育施設管理運営事業費で執行見込みによる広域入所委託料、光熱水費などの増額補正を、設計委託料などの減額補正を行っています。

4目児童福祉施設費は、子育て世代包括支援センター運営事業費で、前年度事業費の精算に伴う返還金の増額補正を、母子・父子家庭等対策総合支援事業費で執行見込みによる減額補正を行っています。

3項生活保護費、1目生活保護総務費は、診療報酬明細書等点検充実事業費で、返還金の増額補正です。

2目扶助費は、執行見込みに伴う扶助費の減額補正及び前年度事業の精算に伴う返還金の増額補正です。

88、89ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費は、一般予防接種事業費で、委託料の増減額を、乳幼児等予防接種事業費で減額補正を、新型コロナウイルス感染症予防対策事業費で消耗品費の減額補正、コールセンター運営市町負担金の増額補正を行っています。

このページ下段から90、91ページをお願いします。

3目母子保健費は、母子保健事業費で報償費の減額補正を、未熟児養育医療費で扶助費の増額補正を、また各事業費で前年度精算に伴う返還金の増額補正を行っています。

4目健康増進費、6目環境衛生費及び7目葬斎センター費は、執行見込みによる減額補正をそれぞれ行っています。

92、93ページをお願いします。

2項清掃費、2目塵芥処理費、3目前処理センター費、4目リレーセンター費及び5目環境センター費は、それぞれ執行見込みによる減額補正です。

94、95ページをお願いします。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費は、財源更正です。

3目農業振興費は、農業振興事業費、有害鳥獣被害対策事業費、オリーブ振興事業費、

6次産業化対策事業費で執行見込みによる減額補正を行っています。

このページ下段から96、97ページをお願いします。

4目農村整備費は、農業用施設維持管理事業費で修繕料の増額補正、委託料の減額補正を、畑総維持管理事業費、農林海岸事業費で執行見込みによる減額補正をそれぞれ行っています。

3項水産業費、2目水産業振興費は、執行見込みによる減額補正です。

3目漁港費は、国の補助事業の前倒しに伴います工事請負費の増額補正です。

98、99ページをお願いします。

7款1項商工費、2目商工業振興費及びこのページ中段から100、101ページにかけましての3目観光費は、執行見込みによる減額補正をそれぞれ行っています。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費は、土木一般事業費で執行見込みによる減額補正です。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費は、執行見込みによる委託料の減額補正です。

2目道路新設改良費は、道路整備事業県負担金で県事業の執行見込みに伴う負担金の増額補正です。

102、103ページをお願いします。

3項河川費、1目河川維持改良費及び2目砂防費は、執行見込みによる減額補正です。

4項港湾費、1目港湾管理費は、港湾維持管理運営事業費で執行見込みによる減額補正を、港湾管理特別会計繰出金で、特別会計の港湾使用料減免に対する県補助金の交付による繰出金の増額補正を行っています。

2目港湾建設費は、執行見込みに伴う県負担金の減額補正です。

104、105ページをお願いします。

5項都市計画費、2目都市下水路費及び3目公園費は、執行見込みによる減額補正です。

このページ下段から106、107ページをお願いします。

6項住宅費、1目住宅総務費、2目住宅管理費、3目住宅建設費及び4目営繕費は、執行見込みによる減額補正をそれぞれ行っています。

このページ下段から108、109ページをお願いします。

9款1項消防費、1目常設消防費及び次の110、111ページにあります、3目防災費は、入札残や執行見込みによる減額補正をそれぞれ行っています。また、2目非常備消防費は、執行見込みによる減額補正のほか、工事請負費の増額補正を計上しています。

112、113ページをお願いします。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費及び3目教育振興費は、執行見込みによる減額補正をそれぞれ行っています。

このページ下段から114、115ページをお願いします。

2項小学校費、1目学校管理費及び次の116、117ページにかけましての3項中学校費、1目学校管理費は、入札残や執行見込みによる減額補正をそれぞれ行っています。

4項社会教育費、1目社会教育総務費及び3目公民館費は、入札残や執行見込みによる減額補正です。

118、119ページをお願いします。

4目図書館費は財源更正です。

7目学びの館費、次の5項保健体育費、1目保健体育総務費、2目体育施設費及びこのページの下段から120、121ページにかけましての3目学校給食費は、執行見込みによる減額補正をそれぞれ行っています。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、2目農業施設災害復旧費及び2項、1目土木施設災害復旧費は、財源更正です。

このページ下段から122、123ページをお願いします。

13款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基金費は、基金利子及び財源調整に伴う増額補正です。

2目減債基金費は、基金利子及び普通交付税の再算定によりまして臨時財政対策債の償還分の交付に伴う積立金の増額補正です。

4目地域福祉基金費から次の124、125ページの18目森林環境譲与税基金費までの基金費は基金利子の増に伴う積立金の増額補正です。

126、127ページをお願いします。

2項、1目公営企業費は、下水道事業会計の補正に伴う繰出金の減額補正です。

予算書6ページにお戻りください。

第2表 継続費補正です。

変更といたしまして、大柿市民センター管理運営事業費ほか2件をお願いしています。続きまして、7ページ、8ページをお願いします。

第3表 繰越明許費補正です。

追加としまして、25事業をお願いしています。

続きまして、9ページをお願いします。

第4表 債務負担行為補正です。

追加としまして、AEDリースほか1件をお願いしています。

続きまして、10、11ページをお願いします。

第5表 地方債補正です。

追加としまして、緊急浚渫推進事業債1件を、変更としまして一般単独事業債の合併特例事業、災害復旧費事業債、過疎対策事業債、臨時財政対策債の合計14件をお願いしています。

なお、128から130ページに給与費明細書を、132ページ、133ページに継続費の進行状況等に関する調書を、134ページに債務負担行為の支出予定額等に関する調書を、135ページに地方債現在高の見込みに関する調書をそれぞれお示しをしています。

説明については、以上です。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

岡野議員。

○8番（岡野数正君） それでは、二、三伺います。

まず、約1億の減額補正ということで、非常に最後ですから大きな補正になっております。そこで、個別の案件としてお伺いしたいところがございます。

まず、63ページの下から3行目ですね、設計委託料3,663万円の入札残ということで御説明がありました。ここはこれ結構大きな入札残だと思うんですが、この内訳について教えていただきたいと思っております。

続いて、65ページ、6目企画費の中の負担金補助及び交付金のところで、生活交通維持対策事業費というのがあります。ここの補助金が2,499万6,000円の減額になっております。この理由についてお聞かせをいただきたいと思っております。

それとですね、91ページでございます。

91ページの6目環境衛生費の中の合併浄化槽設置補助金というのがやはり680万8,000円の減額というふうになっております。やはりこの補助金が使われていないという、この理由についてお伺いしたいと思っております。

続いて、93ページ、2目の塵芥処理費の中で、ごみ焼却処理業務委託料が3,970万7,000円の減額となっております。この理由についてやはりちょっとお聞かせをいただきたいと思っております。

それと、111ページ、9款の消防費になりますが、その中の非常備消防費のところで費用弁償が1,140万の減額となっております。この内容についてお聞かせをいただきたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） それでは、まず初めに63ページ下段から3行目、設計委託料の減額の主な理由です。

大きくは3点あります。切串交流プラザ、飛渡瀬交流プラザ、柿浦交流プラザの設計に関して入札による入札残が大きな理由になっています。

続いて、すみません、先ほどの設計委託料の内訳なんですが、切串交流プラザにつきましては2,934万1,000円の予算に対して1,738万9,000円の落札額となっております。飛渡瀬交流プラザについては2,587万6,000円に対して748万円の落札となっております。最後に柿浦交流プラザにつきましては1,298万円の予算に対しまして207万6,000円と大きく落札額が下がった理由によります。

続いて65ページ、生活交通維持対策事業費の生活航路対策事業補助金の減額の主な理由なんですが、この補助金につきましては、三高航路に対する補助金になります。当初予算では、新型コロナウイルス感染症の影響による運賃収入の減少、船舶修繕費の増加を見込んで試算しておりました。しかしながら、市内の建設工事に伴う工事車両等の運賃収入の増加により、営業収益が8%の増加、また船舶修繕費や船員費の圧縮等によりまして支出となる営業費用が約11%削減したことにより補助対象額が削減されたため、補助金を減額しております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷吉行君） まず91ページの環境衛生費の合併浄化槽補助金、これの減額につきまして、これは当初、大小合わせて34基の補助金を見込んでおりましたけども、実際には27基に収まるということで減額補正です。見込みが34基だったのが27になるであろうということです。

続いて、93ページの塵芥処理費ですね、ごみ焼却処理業務委託料3,970万7,000円の減ですね、これはですね、呉市にごみを運ぶんですけども、呉市の委託請求が減額されました。これは呉市の施設の委託運営費用の減額によって委託請求も減額されると、そういうことの減額です。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 丸石消防長。

○消防長（丸石正男君） それでは、111ページ消防団活動事業費の旅費のうち、費用弁償の減額について御説明いたします。

まずこの費用弁償はですね、消防団員が災害出動または訓練、会議等に出動した場合の出動手当のことでございます。今年度、昨年度に引き続きまして、コロナ禍で消防団員の感染防止を図る目的で年間を通じて行事、訓練等を自粛しています。中止したものもあります。それで大きなものとしては、出初め式、年末特別警戒、林野火災大訓練等があります。それを中止したことによって大きな減額となっています。なお、毎月実施しているのは、機械器具の作動点検のみは実施しています。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） すみません、先ほどの答弁の中で修正がございます。

63ページの設計委託料、当初予定で柿浦交流プラザにつきまして1,298万円の予算に対して落札額を、私が207万6,000円と答弁したと思いましたが、270万6,000円の間違いでございました。どうもすみません。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） まずですね、63ページの設計委託料の減額についてはですね、当初の設計の見積りと随分差があるような気がするんですね。ですから、こういった点については、次回からいろんな施設の整備をしていく際の設計委託料の見積りというものをしっかりと行っていただきたいなど。それこそ半分以上全く違うというようなですね設計ですから、これが現状だろうと思うんですね。そこはしっかりと踏まえた上で予算というもの、特に来年度予算になりますけども、つくっていただきたいというふうに思います。

それと、65ページの三高航路については、工事業者が非常に多くて8%の営業利益が上がっているというふうに非常に好ましいことだなというふうに思いました。よく江田島市内には業者さんが少なくなって非常に困っているということもありますが、一方ではよそからどんどん業者さんが入ってくることによってフェリーの運用が行われていると、そういったことに気づかせていただきました。

93ページのごみ焼却処理業務委託料、呉市のほうが減額になっているということですから、これは今後も続くというふうに考えてよろしいわけでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷壱行君） これについてはですね、今年度は呉市の委託業務の中に投資的経費が少なかったということで減額されていますので、毎年こうであるということは限りません。

以上です。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

酒永議員。

○10番（酒永光志君） それでは、ちょっと歳入の状況についてお伺いをいたします。

最初にですね、普通交付税、これが今回、最終的に決まったというところで66億4,551万7,000円となっております。今回4億2,951万7,000円の増額ということでございます。

次にですね、臨時財政対策債、これは交付税に準ずる措置の記載でありますけれども、これが当初より1億7,428万1,000円の減となっております。

次に、財政調整基金の関係でございますが、これ当初にですね5億3,000万ほど繰入れを予算化されておりました。今回ですね、今回の補正によって結局5億3,000万円がゼロの繰入れで済むということになっております。また、歳出のほうではですね、財政調整基金が新たに3億円ほどまた積み立てるといような補正内容でございます。

私、この数値ですね、これ予算を組むときにですね、これについてはこういうことは仕方がないのかなと思うんですけれども、あまりにもちょっと範囲が大きいといえますかね、まず臨対債はですね、ある程度もう額が決まっておるんですよ、来年度組むときに。それと、普通交付税についてもですね、当然今の毎年毎年のことですから、これが大幅に変わるということはないわけですよ。交付税、普通交付税の分についてはですね、また当該年度の補正財源等で少しは、昔、隠し財源といいよったんですが、そこらあたりを持っていかんやけんといふところはあるんですけれども、そこらをもう少し、財政が厳しい厳しい、それで財源が不足するんでもうやむなく財政調整基金をですね、5億3,000万取り崩すんだという当初予算のそこで説明があるわけですよ。その中、結果を見たら結局はこのような財政調整基金は入れなくても済むといような状況ですよ。そこらをもう少しその幅をですね、シビアな見積りでやる必要があるんじゃないかなと、言い方がですね、当初厳しい厳しい言いながら結果見たら何だこれは、いような状況がありますので、そのあたりはもう少しシビアにやっていただく必要があるんじゃないでしょうか。そこをお聞きします。

それと、歳出でですね、旅行业費で6,000万円ほど補正がされております。国の補助事業の前倒し分ということでございますが、この内容についてお願いをしたいと思います。

それと、今回ですね、これ毎年あることなんですけれども、当初予算で計上されとっ

たものですね、コロナの影響等でですね、事業実施ができずに、やはり予算が皆減と
なっているものも多く見受けられます。そこらあたりをもう少しですね、丁寧な説明を
していただかないとですね、実質これは実施しておったんか、実施しなかったのかとい
うところがですね、全く分からないわけです。この補正では当初が何ぼ組んどったんか
というのが全然見えてこないわけですから、そこらあたりを丁寧な説明をお願いしたいと
思います。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 数字、細かな数字のことは置いて、大きい考え方の答弁
になるんですけども、今回の歳入におけます当初予算との大きな差異が出た部分につ
いては、新型コロナウイルス感染症対策に関わる国の令和3年度補正予算第1号に伴い
まして、国税収入の補正などに伴って地方交付税が増額されたことがございます。それ
と、臨時財政対策債でいいますと、令和3年度に限り、基準財政需要額の費目に臨時財
政対策債が創設されて、この調整額が復活をされたことがございます。普通交付税の総
括の中で、個別算定経費以外に新たなものとして加えられたものが、この地域デジタル
社会推進費、これからデジタル社会に移行していくということで、これに関する費目が
新たに基準財政需要額の中に立てられたということと、臨時経済対策に対する費目が立
てられたということと、臨時財政対策債償還基金が新たに設けられたこと、これらが国
の補正予算によって新たに立てられたことにより普通交付税が増えておりますので、こ
の項目については当初予算の段階では見込まれておりませんでしたので、今回このよう
な歳入の変更になったものでございます。

細かな数字については、すみません詳細がないのでお答えはできないんですけども、
大きくは令和3年度の補正予算、国の補正予算第1号に伴い、11月26日にこれが国
のほうから示されましたけれども、これによって今回歳入で大きく変更させていただ
いているということと、コロナ禍において各事業で不用額がたくさんございましたので、
事業の不用額があった分だけ基金を取り崩す分が減ってきたということで令和3年度に
ついてはそのような状況になっております。

すみません、雑駁な説明になってしまうんですが、以上のようなことから今回の補正
の概況になっております。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建築部長。

○土木建築部長（水頭顕治君） 水産基盤整備事業補助金について御説明させていた
だきます。

44ページ、45ページをお開きください。

4目農林水産業費国庫補助金、右のほうに参りまして、水産基盤整備事業補助金でござ
いますけれども、こちら国の追加内示によるものでして、増額補正のほう組ませてい
ただいております。場所といたしましては、柿浦漁港の常道北防波堤の補修工事を引き
続き行うこととしております。

96ページ、97ページをお開きください。

こちら一番下段になりますけれども、漁港事業費の工事請負費でございます。こちら

国の補助金が2,500万ということですので、事業費ベースでは5,000万と合わせて事業のほうを進めさせていただくということでございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○10番（酒永光志君） 歳入歳出いずれに関してもですね、よくありがちなのが、歳入は過少、歳出は過大というようになりがちなんですよね。そこらあたりはですね、やっぱり十分注意をしてやっていただきたいと思います。

それと、今の当初予算で組んどったものが皆減になった事業というのが何項目ありますので、そこらあたりはですね、やはり別冊にするということもないとは思いますが、説明の中でこれははっきりと言っていたいただければよろしいかなと思います。

もう1点なんですけど、10ページで地方債の補正があります。緊急浚渫推進事業債、これちょっと初めて聞く起債なんですけれども、これについて若干の説明をお願いしたいと思います。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建築部長。

○土木建築部長（水頭顕治君） 緊急浚渫推進事業債について御説明いたします。

こちらにつきましては、緊急浚渫推進事業というものがございまして、これは近年の河川の氾濫等大規模な浸水被害が続いておりますので、河道しゅんせつ、ある一定の割合堆積している土砂に対してが適用になるわけですが、そういったものを除去する事業費として令和2年度から令和6年度まで認められている地方債のことでございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○10番（酒永光志君） 私ちょっと調べたらそういうことでした。それと、今の起債の充当率等もですね、100%で元利償還が70%加味されるというところで大変有利なあれなんですけど、基本的には今、部長がおっしゃられたように、令和2年から令和6年度の間の起債ということで、これは当然その間は、江田島市はこの事業に取り組むのかどうか。

それと、事業の内容的なものなんですけれども、河川とかですね、治山とか、いろいろ堰堤なんかの堆積土砂の除去、そこらあたりの範疇、どこまで含まれるのかなというところを教えてください。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建築部長。

○土木建築部長（水頭顕治君） やはりこちらの事業は有利な起債事業でございますので、やはりしゅんせつが必要な箇所につきましては、この期間内に一定程度は進める必要があるというふうには考えております。

続きまして、どこまで適用になるのかという御質問でございますけれども、河川、ダム、砂防、治山、防災重点農業用ため池等に係るしゅんせつということに起債がござります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。13時まで休憩いたします。

(休憩 11時57分)

(再開 13時00分)

○議長(吉野伸康君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第15 議案第23号

○議長(吉野伸康君) 日程第15、議案第23号 令和3年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました、議案第23号 令和3年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)でございます。

令和3年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,770万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億3,979万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。

よろしくお願いたします。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） それでは、議案第23号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をいたします。

事項別明細書の140ページ、141ページをお願いいたします。

このたびの補正予算の主なものは、歳入歳出とも決算の見込みによるものでございます。

初めに、歳入でございます。

1款、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税は、現年度課税分を増額補正、滞納繰越分は減額補正でございます。

3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金は増額補正でございます。

次のページ、142ページ、143ページをお願いいたします。

4款財産収入、1項財産運用収入、1目基金運用収入は、財政調整基金利子の増額補正でございます。

5款繰入金、1項、1目一般会計繰入金は、職員給与費等繰入金及び出産育児一時金等繰入金の増額補正を、その他一般会計繰入金の減額補正をお願いをしております。

6款、1項、1目繰越金は、前年度繰越金の増額補正でございます。

7款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金は増額補正を、次のページ144ページ、145ページの2項雑入、2目一般被保険者第三者納付金及び4目一般被保険者返納金は減額補正でございます。

8款国庫支出金、1項国庫補助金、2目災害臨時特例補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の現年対応分としての増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

146ページ、147ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、国保連共同処理事業委託料などの増額補正、国保関係システム改修業務委託料の減額補正でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費及び3目一般被保険者療養費は増額補正でございます。

その下、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費は、減額補正をお願いをしております。

148ページ、149ページをお願いいたします。

2款保険給付費、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金は増額補正を。

3款、1項、1目国民健康保険事業費納付金は財源更正でございます。

4款、1項保健事業費、1目保健衛生普及費は、自前で作成したことによりますデータヘルス計画委託料の減額補正でございます。

そのページ下段から次のページ150ページ、151ページをお願いいたします。

2項、1目特定健康診査等事業費がコロナの影響による実施率の低下に伴う委託料等の減額補正でございます。

5款、1項、1目基金積立金及び8款、1項、1目予備費は増額補正をお願いをしております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第24号

○議長（吉野伸康君） 日程第16、議案第24号 令和3年度江田島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第24号 令和3年度江田島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和3年度江田島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,417万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,882万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

す。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） それでは、議案第24号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をいたします。

事項別明細書の156ページ、157ページをお願いいたします。

このたびの補正予算は、決算見込みによるものでございます。

初めに歳入でございます。

1款、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料及び2目普通徴収保険料は、ともに減額補正でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金は減額補正を、4款、1項、1目繰越金は、前年度繰越金の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

158ページ、159ページをお願いいたします。

2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金は減額補正でございます。

4款、1項、1目予備費は増額補正でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第25号

○議長（吉野伸康君） 日程第17、議案第25号 令和3年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第25号 令和3年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）でございます。

令和3年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,734万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億2,712万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） それでは、議案第25号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をいたします。

事項別明細書の164ページ、165ページをお願いいたします。

このたびの補正予算は、実績見込みや決算見込みなどによるものでございます。

初めに歳入でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金は、減額補正でございます。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金、2目及び3目地域支援事業交付金、1つ飛ばしまして、6目介護保険保険者努力支援交付金は、各交付金の減額補正を、4目保険者機能強化推進交付金は増額補正でございます。

4款、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金及び2目地域支援事業支援交付金は、減額補正でございます。

次のページ、166ページ、167ページをお願いいたします。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金は減額補正を、3項県補助金、1目及び2目地域支援事業交付金は同じく減額補正を、6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は、介護給付費準備基金利子の増額補正でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、2目及び3目地域支援事業繰入金は、それぞれ減額補正をお願いしております。

168ページ、169ページをお願いいたします。

5目その他一般会計繰入金は、職員給与費繰入金の増額及び事務費繰入金の減額補正でございます。

9款諸収入、2項、4目雑入は、社会保険料の減額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

170ページ、171ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、職員の時間外手当の増額補正を、2項介護認定審査会費、1目介護認定費は、委員報酬や手数料などの減額補正でございます。

次に、172ページ、173ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、3目地域密着型サービス給付費は減額補正を、5目施設介護サービス給付費は同じく減額補正を、9目居宅介護サービス計画給付費は増額補正でございます。

2項介護予防サービス等諸費、3目地域密着型介護予防サービス給付費は減額補正でございます。

次のページ、174ページ、175ページをお願いいたします。

5目介護予防福祉用具購入費は増額補正を、7目介護予防サービス計画給付費は減額補正でございます。

4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費は減額補正でございます。

176ページ、177ページをお願いいたします。

5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費は減額補正を、6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費は減額補正を、4款、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金は、積立金の増額補正でございます。

178ページ、179ページをお願いいたします。

5款地域支援事業費、1項地域支援事業管理費、1目一般管理費は、財源更正でございます。

2項、1目介護予防生活支援サービス事業費は、訪問型サービス事業費などの減額補正を。

このページ下段から次のページ、180ページ、181ページをお願いいたします。

3項、1目一般介護予防事業費は、新型コロナウイルス感染症の影響による介護予防教室の縮小や参加者登録システム導入業務委託料などの減額補正を、4項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費は、認知症初期集中支援推進事業委託料や他団体出向職員負担金などの減額補正を、2目任意事業費は、成年後見人制度利用に関する老人福祉扶助費の減額補正でございます。

なお、182ページから184ページには、給与費明細書をお示ししております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 26 号

○議長(吉野伸康君) 日程第 18、議案第 26 号 令和 3 年度江田島市介護保険(介護サービス事業勘定)特別会計補正予算(第 2 号)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました、議案第 26 号 令和 3 年度江田島市介護保険(介護サービス事業勘定)特別会計補正予算(第 2 号)でございます。

令和 3 年度江田島市介護保険(介護サービス事業勘定)特別会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 241 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,987 万 4,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長(吉野伸康君) 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長(仁城靖雄君) それでは、議案第 26 号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をいたします。

事項別明細書の 188 ページ、189 ページをお願いをいたします。

このたびの補正予算は、実績見込みや決算見込みによるものでございます。

初めに、歳入でございます。

1 款サービス収入、1 項、1 目介護予防給付費等収入は、介護予防サービス計画等収

入の減額補正を。

3 款繰入金、1 項、1 目介護保険（保険事業勘定）特別会計繰入金及び 2 項基金繰入金、1 目介護予防支援事業運営基金繰入金は減額補正でございます。

4 款、1 項、1 目繰越金は、前年度繰越金の増額補正でございます。

次のページ、190 ページ、191 ページをお願いをいたします。

5 款諸収入、1 項、1 目雑入は、社会保険料の減額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

192 ページ、193 ページをお願いをいたします。

1 款事業費、1 項居宅予防支援事業費、1 目介護予防支援事業費は、介護支援専門員等の報酬や介護予防サービス計画作成委託料などの減額補正でございます。

2 款諸支出金、2 項基金費、1 目介護予防支援事業運営基金費は、積立金の増額補正でございます。

なお、194 ページには、給与費明細書をお示ししております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 27 号

○議長（吉野伸康君） 日程第 19、議案第 27 号 令和 3 年度江田島市港湾管理特

別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第27号 令和3年度江田島市港湾管理特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和3年度江田島市港湾管理特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、土木建築部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建築部長。

○土木建築部長（水頭頭治君） それでは、議案第27号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明いたします。

事項別明細書198、199ページをお願いいたします。

このたびの補正は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、売上げが減少した事業者の使用料減免による使用料の減額、その減額分について、一般会計繰入金を増額するものでございます。

歳入につきまして、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目栈橋使用料、補正額マイナス1,377万5,000円。

4目港湾施設使用料、補正額マイナス302万5,000円、いずれも使用料の減額補正でございます。

次に、2款繰入金、1項、1目一般会計繰入金、補正額1,680万円、これは使用料の減額分に対して県補助金が措置されることから、一般会計に歳入される県補助金を港湾管理特別会計へ繰入れするものでございます。

事項別明細書200ページをお願いいたします。

歳出につきましては、歳出額の補正はございませんが財源更正をしております。このため、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

以上で、令和3年度江田島市港湾管理特別会計の補正予算（2号）の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 20 議案第 28 号

○議長(吉野伸康君) 日程第 20、議案第 28 号 令和 3 年度江田島市地域開発事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました、議案第 28 号 令和 3 年度江田島市地域開発事業特別会計補正予算(第 1 号)でございます。

令和 3 年度江田島市地域開発事業特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

繰越明許費第 1 条、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

内容につきましては、土木建築部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 水頭土木建築部長。

○土木建築部長(水頭顕治君) それでは、議案第 28 号につきまして御説明いたします。

予算書の 34 ページをお願いいたします。

補正の内容は、第 1 表 繰越明許費の計上でございます。

1 款、1 項地域開発事業費、地域開発事業の埋立用途変更業務委託ほかの繰越しをお願いしております。これは江田島町小用ウシシ地区の埋立用途変更業務及び法定外公共物の測量登記業務を繰り越すものでございます。

以上で、令和 3 年度江田島市地域開発事業特別会計補正予算(第 1 号)の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第29号

○議長(吉野伸康君) 日程第21、議案第29号 令和3年度江田島市水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました、議案第29号 令和3年度江田島市水道事業会計補正予算(第3号)でございます。

内容につきましては、企業局長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 躍場企業局長。

○企業局長(躍場克之君) それでは、議案第29号 令和3年度江田島市水道事業会計補正予算(第3号)について、御説明いたします。

このたびの補正は、主に今年度事業の執行見込みによる事業費の減額と、税務署へ納付する消費税の増額補正を行うものです。

補正予算書1ページを御覧ください。

第1条 令和3年度江田島市水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度江田島市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を

次のとおり補正するものです。

第1款水道事業費用の第1項営業費用を1,150万円の減額、第2項営業外費用を147万8,000円の増額補正を行いまして、第1款水道事業費用の補正後合計額を8億9,330万8,000円とするものです。

第3条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を、次のとおり補正するものです。

第3条本文の下段を御覧ください。

第1款資本的支出の第1項建設改良費を800万円減額補正を行い、第1款資本的支出の補正後合計額を2億6,344万5,000円とするものです。

第3条本文を御覧ください。

予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,664万5,000円を1億6,864万5,000円に減額し、補填財源である当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,089万9,000円を1,017万2,000円に、及び建設改良積立金2,209万円を1,481万7,000円に改め、補正するものです。

補正の内容につきまして、5ページの費目別内訳書を御覧ください。

(1) 資本的支出について、水道事業費用の第1項営業費用、第1目原水及び浄水費の工事費及び負担金を実績見込みの減に伴い、合わせて800万円減額。

第2目配水及び給水費の配管工事費を実績見込みの減に伴い100万円減額。

第4目業務費の修繕費を実績見込みの減に伴い250万円減額。

第2項営業外費用、第5目消費税及び地方消費税の消費税及び地方消費税を、収益的支出及び資本的支出の予算現額に伴い、業者等へ支払う消費税が減額となることから、水道料金等で預かった消費税から支払った消費税を差し引くと、税務署へ納付する消費税が増額となることから、消費税147万8,000円を増額し、第1款水道事業費用の補正予定額を合わせて1,002万2,000円減額するものです。

(2) 資本的支出について。

資本的支出の第1項建設改良費、第2目水道改良費の委託料を設計業務委託料の入札執行残などにより800万円を減額し、第1款資本的支出の補正予定額を800万円減額するものです。

その他、実施計画は3ページ、キャッシュ・フロー計算書は4ページに記載してあるとおりです。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 2 議案第 3 0 号

○議長(吉野伸康君) 日程第 2 2、議案第 3 0 号 令和 3 年度江田島市下水道事業会計補正予算(第 3 号)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました、議案第 3 0 号 令和 3 年度江田島市下水道事業会計補正予算(第 3 号)でございます。

内容につきましては、企業局長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 躍場企業局長。

○企業局長(躍場克之君) それでは、議案第 3 0 号 令和 3 年度江田島市下水道事業会計補正予算(第 3 号)について、御説明いたします。

このたびの補正は、主に今年度事業の執行見込みによる事業費の減額とそれに伴う財源の補正をするものです。

補正予算書 1 ページを御覧ください。

第 1 条 令和 3 年度江田島市下水道事業会計の補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 3 年度江田島市下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

まず収入について、第 1 款下水道事業収益の第 1 項営業収益を 1, 2 2 7 万 9, 0 0 0 円の減額、第 2 項営業外収益を 7 0 2 万 9, 0 0 0 円増額補正を行いまして、第 1 款下水道事業収益の補正後合計額を 1 2 億 1, 3 7 0 万円とするものです。

支出については、第 1 款下水道事業費用の第 1 項営業費用を 5 7 7 万 5, 0 0 0 円の減額、第 2 項営業外費用を 5 2 万 5, 0 0 0 円増額補正を行いまして、第 1 款下水道事業費用の補正後合計額を 1 2 億 2, 0 2 0 万円とするものです。

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

第3条本文の下段を御覧ください。

まず、収入について、第1款資本的収入の第2項出資金を736万8,000円の減額、第3項国庫補助金を1,194万3,000円の減額、第4項県補助金を240万円の減額、第5項負担金を215万7,000円の減額を行いまして、第1款資本的収入の補正後合計額を4億4,371万8,000円とするものです。

支出については、第1款資本的支出の第1項建設改良費を1,158万円の減額を行いまして、第1款資本的支出の補正後合計額を8億4,081万3,000円とするものです。

第3条本文を御覧ください。

予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億8,480万7,000円を3億9,709万5,000円に増額し、補填財源である当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,997万3,000円を3,816万9,000円に、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金をそれぞれ8,909万4,000円を1億5,610万5,000円に、2億5,574万円を2億282万1,000円に改め、補正するものです。

第4条 予算第9条に定めた一般会計からの補助金1億3,748万4,000円を1億4,451万3,000円に改めるものです。

補正の内容につきましては、6ページの費目別内訳書を御覧ください。

(1) 収益的収入及び支出の部のまず下表の支出についてでございます。

下水道事業費用、第1項営業費用、第2目処理場費の委託料を、中央浄化センターの維持管理委託費の入札執行残により577万5,000円を減額。

第2項営業外費用、第2目消費税及び地方消費税の消費税及び地方消費税を収益的支出及び資本的支出の予算現額に伴い、業者へ支払う消費税が減額となることから、下水道使用料等で預かった消費税から支払った消費税を差し引くと、税務署へ納付する消費税が増額となることから消費税52万5,000円を増額し、第1款下水道事業費用の補正予定額を合わせて525万円減額するものです。

次に、上表の収入については、下水道事業費用の減額に伴い、下水道事業収益、第1項営業収益、第3目一般会計負担金の、その他負担金を1,227万9,000円減額、第2項営業外収益、第2目一般会計補助金の一般会計補助金を702万9,000円増額し、第1款下水道事業収益の補正予定額を合わせて525万円減額するものです。

7ページをお願いします。

(2) 資本的収入及び支出の部の下表の支出についてでございます。

資本的支出、第1項建設改良費、第1目管渠整備費の委託料及び工事請負費を中田処理区污水管渠更新工事繰越しに伴い、点検業務発注時期の見直しと入札残により委託料及び工事請負費合わせて1,350万円減額。

第2目処理場整備費の工事請負費を三高浄化センターの水質計測器が故障し、更新する必要が生じたため470万円増額。

第3目災害復旧費の工事請負費を現地調査により建設課の対応となったため、278万円減額し、第1款資本的支出の補正予定額を合わせて1,158万円減額するものです。

次に、上表の収入については、資本的収入の第2項出資債、第1目一般会計出資金の建設改良出資金を資本的支出の減額に伴い736万8,000円減額。第3項国庫補助金、第1目国庫補助金の社会資本整備総合交付金及び農山漁村地域整備交付金を国庫補助金対象工事支出減等に伴い、合わせて1,194万3,000円減額。

第4項県補助金、第1目県補助金の県補助金対象工事支出減に伴い240万円減額。

第5項負担金、第1目一般会計負担金の一般会計負担金の資本的支出の減額に伴い215万7,000円減額し、第1款資本的収入の補正予定額を合わせて2,386万8,000円減額するものです。

その他実施計画は3ページ、4ページに、キャッシュ・フロー計算書は5ページに記載してあるとおりです。

8ページ、9ページをお願いします。

予算繰越計算書についてです。

主な繰越しの内容といたしまして、管渠整備事業については中田処理区污水管渠更新工事は特殊性が高く、工事費積算のための特別調査の実施及び業者選定等の入札条件の検討に不測の日数を要したことや入札不調などが重なり、年度内の完成が困難となったことによるものです。処理場整備事業については、中央、三高、沖浄化センターの更新工事で、コロナ禍による世界的な電子機器等の不足により納期が遅れ、年度内の完成が困難となったことによるものです。災害復旧事業については、建設課が発注する三高地区木ノ下川沿川の道路等災害復旧に合わせ、下水道管の災害復旧工事を実施する予定といたしましたが、年度内に道路等の復旧工事が困難となったことによるものです。

3事業合わせた翌年度繰越額は3億8,420万円です。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。14時10分まで休憩いたします。

(休憩 13時53分)

(再開 14時10分)

○議長(吉野伸康君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第23 市長施政方針

○議長(吉野伸康君) 日程第23、市長施政方針を行います。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) それでは、令和4年度江田島市当初予算案の提出に際しまして、施政方針を述べさせていただきます。

令和元年12月、中華人民共和国において、肺炎患者の発生が報告されたことに端を発する新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延は、既に2年を経過いたしました。この間、我々の社会においては、数度にわたる緊急事態宣言の発出、人流の抑制やマスク・手洗い等の基本的な感染予防策の徹底、医療提供体制の強化やワクチン接種の促進など、人命や暮らしを守るための対策が次々と実施されてまいりました。しかしながら、年明けから過去に類を見ない勢いで感染が急激に拡大し、本市においても、これまでの累計で85人であった市内の新規陽性者数が、令和4年1月のみで270人に上るといふ事態が生じております。この長期に及ぶ感染症との闘いは、いまだ明確な出口が見えず、疫病の蔓延が収束するまで予断を許さない状況が続くことを懸念しております。

こうした異常事態にあつて、市民の皆様の日々の暮らしを守り、安全・安心な暮らしを守るためには、国や県と歩調を合わせつつ、感染予防と経済の維持を図るバランスの取れた対策に全力で取り組まなければなりません。

こうした中、令和3年10月4日には、広島県出身の4人目の宰相となる、岸田文雄内閣総理大臣が誕生いたしました。岸田政権においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、早期のワクチン接種や治療薬の開発支援、PCR検査体制を強化するとともに、地方におけるデジタル化を進めることにより都市との差を縮める『デジタル田園都市構想』という新たな社会像を提示されました。

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、これまでの我々の社会の姿、意識、行動は大きく転換しており、今後は、疫病など不測の事態が生じた際にも、しなやかに対応できる環境づくりが急速に進展すると考えられます。本市といたしましても、目の前の感染症との闘いに全力で取り組みつつ、アフターコロナを見据えた次なる社会の構築にも

しっかりと注力してまいります。

次に、人口問題についてでございます。

昨年公表されました令和2年国勢調査の結果によれば、令和2年10月1日の我が国の人口は1億2,614万6,000人で、5年前の前回調査と比べ約95万人の減少となりました。本市の状況を見てみますと、人口2万1,930人で、前回の調査から2,409人、約9.9%の減となっており、いまだ厳しい人口減少傾向が続いております。

しかしながら、平成30年に国立社会保障・人口問題研究所が公表した本市の令和2年の推計人口は2万1,765人となっており、今回の国勢調査は、推計値より165人上回る結果となっております。165人は決して大きな数字ではありませんが、近年、本市には都市圏のIT企業がオフィスを開設し、さらに、民間企業の工場進出・研修所の開設など、新たな人口流入の要因が相次いでおります。

コロナ禍にあって、人や企業が、地方、そして本市に目を向けてくれている好機をつかみ取りながら、人口減少傾向の改善に向けた流れを、太く、強くすることにも力を注いでまいります。

次に、令和4年度の予算編成方針についてでございます。

我々の社会が直面する課題である新型コロナウイルス感染症は、いまだ収束時期を見通すことはできず、令和4年度においても様々な対応が必要となると考えられます。

このため、「新型コロナウイルス感染症への対応」に関する方針として、「暮らしの安心の確保」と「経済の活力づくり」の2点を掲げ、必要な施策を実施していくことといたします。

次に、重点項目についてでございます。

令和3年3月、本市は、人口減少についての要因を分析し、中期的に取り組む施策を取りまとめた「第2期人口ビジョン・総合戦略」を策定いたしました。この戦略では、「しごと」、「人の流れ」、「子育て環境」、「元気な暮らし」をつくり出す施策を推進することにより、令和3年度から令和7年度までの5年間で560人の想定上の人口効果を得ることとしております。

令和4年度の予算編成においては、「第2期人口ビジョン・総合戦略」を踏まえ、「しごとの創出」、「人のつながり・縁づくり」、「子育てしやすい環境づくり」、「健康寿命の延伸」の4点を重点項目として掲げることといたします。

また、こうした重点項目を推進するための大前提として、市民の皆様が地域で安全で安心して暮らしを営むことが可能である必要がございます。このため、市政を支える土台である社会インフラや暮らしのセーフティネットなどを整える「暮らしの基盤整備」、また、新たな社会の構築に向け、デジタル技術を活用することで暮らしをよりよい方向へ変革する「DXの推進」を、各種分野における共通の視点として掲げることといたします。

令和4年度においては、歳入歳出の見直しを行いつつ、これらの重点項目や視点に沿った予算編成を行うことで、「協働と交流で創りだす『恵み多き島』えたじま」の実現に取り組んでまいります。

令和4年度の当初予算は、一般会計が前年度と比べ19億8,000万円、14.2%の増の159億5,000万円といたしました。また、特別会計は9会計で、前年度と比べ6,900万円、0.9%増の76億9,000万円、企業会計は2会計で、前年度と比べ1,700万円、0.5%増の32億6,700万円といたしました。

企業会計を含む総予算規模は269億700万円の前年度比8.3%の増でございます。

一般会計の内容を歳入から見ますと、市税は、新型コロナウイルス感染症に伴う影響を見込んでいた市民税の実績見込みを踏まえたことによる増加、中小企業・小規模事業者への軽減の終了に伴う固定資産税の増加などにより、前年度と比べ7,900万円、3.4%の増でございます。

地方交付税は、普通交付税で地域社会のデジタル化推進経費など地方財政の見直しによる伸び率などを考慮し、前年度と比べ3億円、4.8%の増を見込んでおります。

国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の増加などにより1,500万円、1.3%の増、県支出金は、水産物加工工場の設備投資を補助する新規事業、輸出促進施設等整備支援事業による補助金の増などにより2億9,300万円、33.9%の増としております。

市債は、公共施設再編整備事業の交流プラザ整備に対する合併特例債の増加により、前年度と比べ11億5,100万円、88.9%の増としております。なお、財源調整として、前年度と同様、基金の取崩しを行っており、今回の予算では財政調整基金から6億8,000万円を見込んでおります。

一般会計におけるプライマリーバランスは赤字となり、令和4年度末の市債残高は、令和3年度末に比べ5億3,900万円増加する見込みでございます。

歳出におきましては、義務的経費は定数見直しによる議員報酬、職員数の減少による人件費の減、合併前に借り入れた市債の償還終了に伴う元利償還金の減少などによる公債費の減などにより、全体で1億700万円、1.5%の減としております。

投資的経費は、単独事業で昨年度から継続実施しております、大柿市民センターや認定こども園きりくし新築工事のほか、飛渡瀬交流プラザなど公共施設再編整備事業に伴う工事の実施による増、県営事業負担金で港湾建設事業の増などにより、全体で13億8,800万円、165.7%の増としております。

補助費等は、「輸出促進施設等整備支援事業補助金」の増などにより2億9,300万円、14.3%の増、繰出金は宿泊施設事業特別会計、交通船事業特別会計への繰り出しの増加などにより2億1,900万円、20.0%の増としております。

それでは、予算編成方針に掲げた重点項目等に沿って、令和4年度の主な取組を申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症への対応についてでございます。

これにつきましては、令和2年度からこれまでの間、国の財源を活用しつつ必要な対策を実施してまいりました。具体的には、「暮らしの安心の確保」として、新型コロナウイルスワクチンの接種促進、子育て世帯や生活困窮者等への給付、公共交通の運行確保、消毒液やマスク等の各施設への配置。

「経済の活力づくり」として、農業、漁業者への事業継続に向けた資金支援、商工業者の事業・経営継続化等への支援、市内特産品の販売促進、メディアを活用した本市の魅力発信などの取組を実施してきたところでございます。

なお、新型コロナウイルス感染症は、短期間でその様相が変化するため、必要な対策を事前に予見することが非常に困難であります。この感染症に見舞われた過去2年間は、感染予防や経済対策など、状況に応じた新たな対策を講じてまいりました。また、多くの事業について、中止・延期や内容変更を行わざるを得ませんでした。今後も、そのような事態に直面する可能性がないとは限りません。令和4年度においても、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種を実施するほか、各施設への消毒液の購入など感染予防策を講じるとともに補正予算の編成などを行い、「暮らしの安心の確保」と「経済の活力づくり」に資する取組を実施してまいります。

続きまして、重点テーマであります、「しごとの創出」、「人のつながり・縁づくり」、「子育てしやすい環境づくり」及び「健康寿命の延伸」についてでございます。

最初に、1点目の「しごとの創出」についてでございます。

まず、「農林水産業の振興」についてでございます。

担い手確保のため、農業・漁業への就業希望者に対する研修受入れや就業に向けた施設整備などの支援を行うとともに、県と連携した上で遊休農地を集積し、これを有効活用する農業法人の参入を促進いたします。

また、漁獲量確保のため、漁場環境の整備、稚魚の集中放流などを実施するとともに、有害鳥獣被害の防止のための捕獲報償金の支給や防除施設の設置補助などの取組を行ってまいります。

さらに、生産物の品質向上を図るため、本市に進出する水産物加工工場の輸出用設備の整備に対し、国費を活用した補助を行ってまいります。市のイメージとして定着しつつあるオリーブの栽培及び搾油等について支援を行い、新たな特産品づくりを図ってまいります。

次に、「地場産業の経営安定化や活性化」についてでございます。経営基盤の強化のため、新分野への進出や新商品の開発等を行う地元の商工業者に対する支援を行うとともに、ふるさと納税の仕組みを利用した特産品のPRや販路開拓を実施いたします。また、江田島市商工会を通じた専門的な経営指導や経営革新の促進など、事業経営のサポートを行ってまいります。地元にある仕事と求職者のマッチングを図るため、引き続き無料職業紹介事業を実施してまいります。

次に、「新たなしごとの場の創出」についてでございます。

市内における小さなしごとの場を創出するため、起業する方への資金支援を行ってまいります。また、市内への企業進出を促進するため、移住・交流拠点施設フウドを窓口とした、市外企業の視察受入れや相談対応を行うとともに、工場や事務所を設置した事業者に対する企業立地奨励金や、サテライトオフィスを開設した事業者への補助金を交付いたします。

さらに、企業の事業展開の場を提供するため、能美市民センター別館に整備したオフィス用フロアへの入居を希望する企業を公募するとともに、旧ユウハウ紡績工場跡地の

有効活用調査を実施するなど、市が所有する遊休地について、事業用地としての売却等も視野に入れた活用を図ってまいります。

就業世代の本市への定着や誘引を図るには、市内に「しごと」を産み出す必要があります。「新たなしごと」と「地場にあるしごと」の双方に目配りし、多様性があり魅力のある「しごとの場」を市内に創出すべく取り組んでまいります。

次に、2点目の「人のつながり・縁づくり」についてでございます。

まず、「本市への来訪の促進」についてでございます。

本市を知るきっかけづくりのため、SNSやメディアを活用した情報発信などを実施いたします。また、本市への来訪を促進するため、市民参加型の体験型観光メニュー「えたじまものがたり博覧会」を実施するとともに、市内観光イベントの開催や、登山道・観光施設などの観光拠点の整備を実施いたします。加えて、市内観光を促進するためのPRなど、江田島市観光協会の活動を支援いたします。

次に、「本市との縁の深化」についてでございます。

市外居住者と本市との関係性を深めるため、移住・交流拠点施設フウドを活用した移住相談・人材交流を実施するとともに、体験型修学旅行の受入れや、ファンクラブ組織を活用した情報提供・交流促進などの取組を行ってまいります。また、ふるさと納税の仕組みを通じて、本市に縁があり応援してくださる方とのつながりを紡いでまいります。さらに、縁のある方の移住を促進するため、空き家と移住希望者のマッチングや定住支援補助金の交付などを実施してまいります。

次に、「多様な人材の活動促進」についてでございます。

住民主体の地域づくりを促進するため、まちづくり協議会や自治会などの各種まちづくり団体の活動や、地域活動に意欲的な市民の皆様の提案に基づく取組を支援いたします。

また、都市圏在住の意欲ある人材を地域おこし協力隊として登用し、そのノウハウやスキルをまちづくりに生かしてまいります。

さらに、外国人市民を含む様々な立場の方が共存する多文化共生社会づくりのプランを作成するとともに、オリーブを核としたギリシャ共和国との交流事業を継続することにより、国籍その他の立場を超えた交流を促進してまいります。

コロナ禍により、我々の社会においては、人と人とのつながりの温かさが再認識されつつあります。また、オフィスにこだわらない働き方や地方分散の流れなど、人々の価値観や意識の変革が進みつつあります。本市に関する情報提供や来訪のきっかけづくり、人と人とのつながりづくりを促進することにより、本市と縁のある方の創出・確保、そして定住の促進を図ってまいります。

次に、3点目の「子育てしやすい環境づくり」についてでございます。

まず、「出産や子育てしやすい環境の構築、子育てサポート」についてでございます。

妊娠・出産を望まれる方の希望をかなえるお手伝いをするため、不妊治療や妊産婦の健康診査に要する経費を支援するとともに、産前・産後の個別相談やケア等を行ってまいります。

また、子供の健やかな育ちのため、未熟児や乳幼児等に対する医療費の支援や病児・

病後児保育の受入れ体制の確保、児童虐待の防止に関する拠点施設である「子育て世代包括支援センター」の体制強化などを実施いたします。

加えて、乳幼児や児童に対する予防接種を実施し、疾病の蔓延や重症化を抑制いたします。

子育て家庭のサポートのため、会員相互の助け合いにより子供の一時預かりなどを行うファミリーサポート事業を運営するとともに、通学定期券の購入に要する経費に対する支援を引き続き実施いたします。

また、就労等により放課後に保護者がいない小学生に対し、放課後児童の健全育成のため、遊びや生活の場を提供いたします。

次に、「島の文化や環境、地域力を生かした保育・教育の展開」についてでございます。

本市の特性を生かした子育てプログラムを提供するため、各認定こども園が地域の特色などを生かした保育に取り組むとともに、小学生等に対する里海学習や地域学習活動の促進、切串小学校の学校林の運営などを行ってまいります。

また、認定こども園きりくしについて、交流プラザと一体となった整備を進めることで、地域で子育てを見守ることができる施設として運用してまいります。

将来、国際化・情報化などに対応できる人材を育むため、外国語指導助手の派遣や英語検定の受験促進、学校現場のICT教育を支援する人材の配置などを行ってまいります。

島の唯一の高校である大柿高校に対しては、公営塾の運営や地域学習の実施など、魅力向上に関する取組を支援してまいります。

令和2年の国勢調査によると、本市の15歳未満の人口は1,657人で総人口の7.6%となっております。未来を担う大切な子供たちが、郷土の豊かさを実感しながら、しっかりと学び、育つことができる保育・教育環境を整えてまいります。

次に、4点目の「健康寿命の延伸」についてでございます。

まず、「健康な暮らしを営むための保健事業と介護予防」についてでございます。

健やかな生活習慣の形成を図るため、糖尿病に重点化した生活習慣病予防教室の開催や、健康相談の実施、食育に関する啓発活動などを行ってまいります。

また、疾病の予防や重症化の抑制を図るため、生活習慣病健診やがん検診、一般予防接種を実施いたします。さらに、介護・認知症の予防やフレイル対策のため、住民主体の通いの場の運営支援や、参加に対するマイレージポイントの付与、自宅等で実施できる介護予防体操の映像化による健康づくりなどを行ってまいります。

高齢者の皆様が在宅で安心して暮らしを営むことができるよう、緊急通報体制を整備するとともに、日常生活援助サポート事業に対する経費の支援を行ってまいります。

加えて、地域包括支援センターによる、介護予防サービスの提供支援などの各種の相談対応・暮らしのサポート業務を実施いたします。

次に、「高齢者が地域で活躍できる場・機会の提供」についてでございます。

高齢者の皆様による、自らの知識技能や趣味等を生かした社会参画・生きがいづくりを推進するため、シルバー人材センターや老人クラブの活動を支援してまいります。

広島県が算定した直近の推計値によれば、本市の健康寿命は、男性が77.31歳で、県内23市町のうち22位、女性が82.76歳で20位と他市町に比べて低位にあります。

自らが健康であることは、地域で安心して暮らすために必要な条件であると認識しております。健康寿命の延伸に取り組むことで、市民の皆様が豊かで健やかな生活を送ることができる地域づくりを図ってまいります。

続きまして、各種分野における共通の視点である、「暮らしの基盤整備」及び「DXの推進」についてでございます。

まず、「暮らしの基盤整備」についてでございます。

市政の果たすべき役割は、市民の皆様の安全・安心な暮らしを確保することです。道路や上下水道、ごみ処理、公共交通などの社会的インフラや、いざというときの暮らしのセーフティーネットの整備、地域における暮らしの充実などは、市民生活を支える土台となるものでございます。引き続き、この土台の部分がしっかりと機能するよう取組を進めてまいります。

これに関する施策を、分野ごとに御説明いたします。

まず、教育・文化部門についてでございます。

児童生徒が適切な教育を受ける場である小中学校の施設整備や維持管理を行うとともに、学校給食共同調理場の運営の効率化を図ってまいります。

また、図書館の運営や美術展・ふれあいコンサートの開催、文化財の継承支援、スポーツ施設の維持やスポーツイベントの開催などにより、心豊かな暮らしづくりを図ってまいります。

次に、産業・観光部門についてでございます。

先ほど「しごとの創出」の項目等で申し上げた取組のほか、林道その他の農林水産施設の適切な維持管理を行ってまいります。

次に、福祉・保健部門についてでございます。

地域福祉を推進するための基本的な考えや施策の方向性を示す「地域福祉計画」や「障害者計画」の策定に向け、アンケート調査を実施いたします。

また、生活困窮者に対する自立支援、就労支援などを実施するとともに、障害のある方への医療費給付や地域生活支援などを行ってまいります。

さらに、在宅当番医制度など、救急患者を適切な医療機関で受入れできる体制を引き続き確保いたします。

次に、生活・環境部門についてでございます。

引き続き、家庭一般廃棄物の収集運搬を実施するとともに、下水道区域外等への合併浄化槽の設置を促進してまいります。

また、火葬施設である葬斎センター、し尿等の汚水処理を行う前処理センター、可燃ごみを集約するリレーセンターなどの環境関連施設を適切に運営するとともに、施設の長寿命化に向けた計画を策定いたします。なお、前処理センターについては、運営を民間委託に移行いたします。

さらに、個人の環境や性別などにとらわれることなく、能力や個性が発揮できる社会

の実現のため、人権啓発や男女共同参画の推進を実施してまいります。

次に、安全・安心部門についてでございます。

火災や災害、救急などに即応できる能力を確保するため、消防・救急体制や設備機器の整備などを行ってまいります。

また、災害への備えとして防災資材の整備を行うとともに、映像等を駆使した体験型の防災教育を展開してまいります。

さらに、市民の皆様を犯罪被害から守るため、警察等と連携した防犯活動の実施や、迷惑電話の防止機能付電話機の購入補助、防犯外灯の整備などを実施してまいります。

次に、基盤部門についてでございます。

道路・河川・港湾などの社会インフラについて、施設の点検結果を踏まえて適切に維持管理するとともに、市民の皆様の安全確保や利便性の向上を図るための整備を推進してまいります。

また、本市の上水道・下水道について、施設の維持管理や更新を行いつつ適切に運営してまいります。

なお、水道事業を健全な形で持続させるため、広島県で進められている水道広域連携について、議論を進めてまいります。

さらに、住宅に困窮する方々への安定した住宅確保に向け、市営住宅を適切に維持管理するとともに、今後も増加が見込まれる空き家の活用や除却を促進してまいります。

市が運航主体である中町宇品航路の船舶を更新するとともに、市民の皆様の足である公共交通網の運行を確保してまいります。

また、市民の皆様の憩いの場である公園の適切な維持管理を行ってまいります。

大柿地区のまちづくりの拠点施設である大柿市民センターや飛渡瀬交流プラザを整備するとともに、地域の公共施設の再編整備を行ってまいります。

次に、地域部門についてでございます。

各地区の地域づくりの拠点である市民センター及び各地区の集会施設の管理運営を行ってまいります。

暮らしの基盤を整えるためには、多岐にわたる取組が必要となります。その中には、ふだんは気づかれにくい、目立たないものも多いと思われれます。しかしながら、こうした取組を着実に行うことで、市民の皆様の安全・安心な暮らしをしっかりと支えていくという意識と視点を持って、暮らしの基盤整備を推進してまいります。

次に、「DXの推進」についてでございます。

先ほど申し上げましたとおり、国は、「デジタル田園都市構想」を掲げており、今後は、これの実現に向けた各種の取組が加速していくと考えられます。

本市におけるDXの事例といたしましては、学校における高速ネットワーク環境の整備などの「GIGAスクール構想」に基づく取組や、空き家バンク物件のVR化などのスポット的な動きはあるものの、まだ市としての明確な方針や取組内容など体系的な整備は行われておりません。このため、令和4年度においては、デジタル分野に専門的な知識・スキルを有する人材を登用した上で、DXを推進するための組織整備やビジョンの構築に取り組んでまいります。デジタル技術を必要に応じて活用することで、市民の

皆様の暮らしをよりよいものにするという視点を意識しつつ、各分野の施策を推進してまいります。

令和4年度予算は、新たな社会の姿を念頭に置きつつ、市民の皆様の日常の暮らしを守るための取組を、堅実かつ着実に実施することに主眼を置いております。このため、今回の予算は、『新たな社会への変容と安全・安心な暮らしづくりを進める予算』と名づけたと考えております。

長期間にわたる新型コロナウイルス感染症との闘いは、数か月単位でその様相が変化するため、これまでの行政の時間軸とは全く異なるスピード感での対応が求められます。

また、市民の皆様の暮らしの基盤をしっかりと築くという大前提を踏まえつつ、人口減少傾向への対策やDXの推進といった、郷土の将来の姿を見据えたまちづくりにも取り組まなければなりません。

本市のような小規模自治体は、限られた人員と財政規模で、これらのテーマに対応していく必要がございます。江戸時代後期に、農村の復興に尽力した農政家・思想家である二宮金次郎先生は、「大事を成さんと欲する者は、まず小事を務むべし」との言葉を残されております。引き続き、時々の情勢によって生じる様々な行政需要にしっかりと対応しつつ、思い描くまちの姿、「住む人も、訪れる人も『ワクワクできる島』えたじま」の実現に向け、小さくとも実効性のある取組を一つ一つ着実に積み重ねていく。こうした決意を申し上げ、新年度の予算説明とさせていただきます。

これで私の施政方針を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉野伸康君）　これで市長施政方針を終わります。

日程第24　議案第2号～日程第35　議案第13号

○議長（吉野伸康君）　この際、日程第24、議案第2号　令和4年度江田島市一般会計予算から日程第35、議案第13号　令和4年度江田島市下水道事業会計予算までの12議案を一括議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君）　ただいま一括上程されました、議案第2号から議案第13号までの令和4年度の各会計の当初予算案について、御説明いたします。

まず、議案第2号　令和4年度江田島市一般会計予算でございます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ159億5,000万円と定めるものでございます。先ほど私が施政方針で述べましたものが、この一般会計の当初予算の中に網羅されております。

続きまして、議案第3号から議案第11号までは、令和4年度江田島市国民健康保険特別会計予算をはじめとする9つの特別会計予算の提案。

議案第12号及び議案第13号は、令和4年度江田島市水道事業会計予算及び令和4年度江田島市下水道事業会計予算、2つの企業会計予算の提案でございます。

内容につきましては、これから慎重かつ十分な御審議をいただくとともに、何とぞ適正なる御判断、議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明と

させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま一括議題といたしました、議案第2号 令和4年度江田島市一般会計予算から議案第13号 令和4年度江田島市下水道事業会計予算までの12議案については、全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、各常任委員会の所管事項別に各分科会へ分割付託し、休会中の審査とすることにしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本12議案は全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して休会中の審査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて解散いたします。

なお、あす2月25日から3月13日までの17日間は予算審査等のため休会とし、次回は3月14日午前10時に開会したいと思いますので、御参集お願いいたします。

本日は、御苦勞さまでした。

（散会 14時51分）